

島根総合発展計画 基本構想（案）

平成19年9月19日

基本構想(案)目次

第1章 計画の基本的考え方	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の性格	
3. 計画の構成と期間	
第2章 島根を取り巻く情勢	4
1. 時代の潮流	
2. 島根の現状と課題	
第3章 将来像と基本目標	20
第4章 取り組みの方向	23
1. 政策推進の方向	
2. 計画を推進するための県の基本姿勢	
第5章 地域づくりの方向	27
1. 圏域別の発展方向	
2. 中山間地域における方向性	

実施計画

基本目標を達成するための政策・施策を体系的に示すとともに、達成すべき数値目標を設定します。

平成19年度末の公表に向けて策定作業を進めます。

第1章 計画の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

島根は、若年層の流出による人口減少や少子高齢化が進行し、地域活力の減退が懸念されています。県内の産業活動は総じて長期低迷傾向が続いており、また、各地に山林や農地の維持が困難な集落が存在するなど厳しい状況にあります。

しかし、社会の変化を踏まえると、私たちは決して悲観すべき状況に置かれているわけではありません。

島根には、美しく豊かな自然、古き良き文化・伝統、温もりのある人間関係、ゆとりのある生活環境など、これからの成熟した社会の中で求められるものが数多く残されています。また、それぞれの地域の特色ある資源や、高度な技術が支える独自の産業、さらには新たな産業の芽吹きがあります。

一方、成熟化した社会を迎え、人々の価値観は変化しています。大都市においては、喧噪を離れて自然の中で働きたい、子育てがしたい、と思う人々が増えています。これは、島根の存在価値を再評価し、この地域を守り、発展させる必要性に対し、国民が共感し賛同する動きにつながるものです。

従来は弱みであったものが強みに変わる時代が訪れようとしています。このような時代の大きな転換期に当たり、社会経済の変化を見据えながら、県民一人ひとりが自信と誇りを持ち、総力を結集して、活力に満ちた島根を築いていくための指針となる「島根総合発展計画」を策定します。

2. 計画の性格

この計画は、島根の中長期的な展望を示した総合的な戦略プランと位置づけられるものです。政策の方向や目標を明らかにするとともに、県の行政運営の方針だけでなく、広く県民が目標を共有することができるものとしします。

また、島根の可能性と活力を最大限に引き出し、地域社会の進歩を通じて、県民の福祉と地域の価値の向上を図るとともに、全体が連携し調和を図りながら総合的な発展を目指すものであり、計画の名称は、こうした計画策定の意図を端的に表現したものとなっています。

一方、島根県の財政は、非常に厳しい状況にあります。直ちに財政の健全化に取り組んでいかなければなりません。この財政改革が島根全体の活力を失わせるものであってはなりません。財政の健全化と島根の総合的な発展の両立を実現するため、この計画は、島根県財政健全化基本方針と整合性を確保するものとしします。

なお、県の各部局等において策定する分野別計画・プラン等は、この総合発展計画と整合性を確保するものとし、すでに策定済みの計画等であっても必要な修

正等を加えることにより、一貫性のある県政運営となるよう留意することとします。

3. 計画の構成と期間

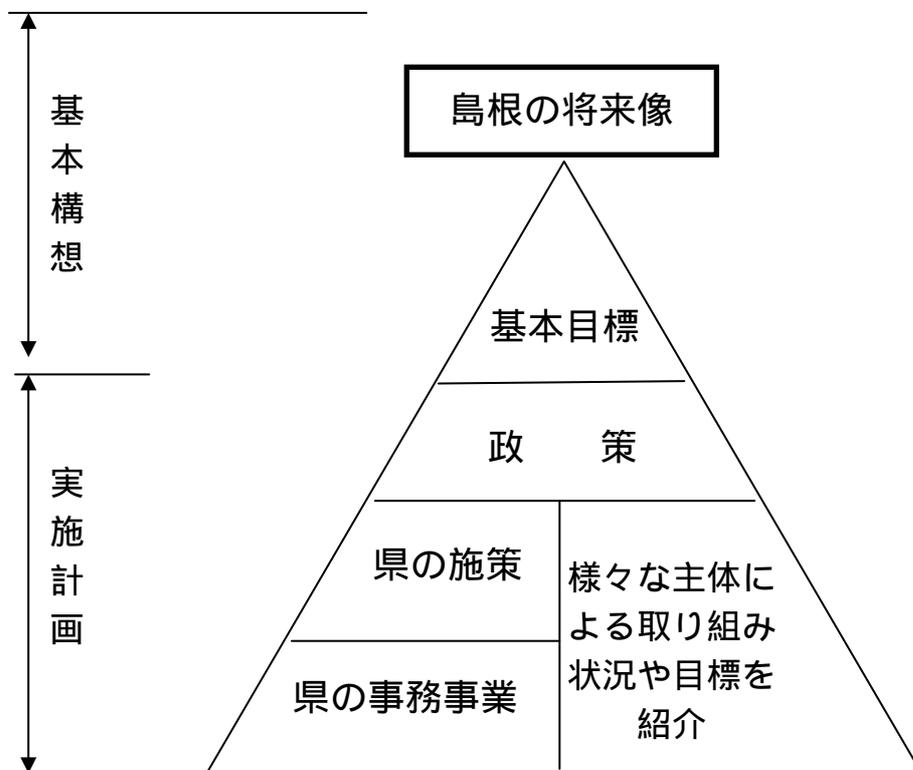
「島根総合発展計画」は、「基本構想」と「実施計画」の2層構成とします。

「基本構想」においては、目指すべき島根の将来像を明らかにし、これを実現するための基本目標と政策推進の方向を示します。この基本構想においては、概ね10年後の島根の将来像を想定しています。

「実施計画」においては、基本目標を達成するための政策・施策を体系的に示すとともに、達成すべき数値目標を設定します。実施計画で示す数値の目標年次は、財政健全化基本方針との整合性の観点から平成23年度末とします。

基本構想に示す「基本目標」及び、実施計画に示す「政策」「施策」「事務事業」は、階層構造を構成しており、それぞれ「目的と手段」の体系で整理します。

【総合発展計画のイメージ図】



上記イメージ図の三角形の上部にある「基本目標」と「政策」は、「島根の将来像」の実現を目指して、県民すべてが共有するものであると考えます。

次に、その実現に向けて、県行政が取り組む具体的な方策（「県の施策」及び「県の事務事業」）を掲げるとともに、県民、グループ、企業など様々な主体による自主的な取り組みの状況や団体等で掲げている目標などについて掲載しています。

第2章 島根を取り巻く情勢

1. 時代の潮流

(1) 全国的な人口減少・少子高齢社会の到来

我が国の総人口は、平成 17 (2005) 年に 1 億 2,777 万人 (2005 年国勢調査) となり、前年の推計人口を戦後初めて下回りました。

国立社会保障・人口問題研究所 (以下、人口問題研究所という。) が平成 18 (2006) 年 12 月及び平成 19 (2007) 年 5 月に発表した人口の将来推計によると、我が国の総人口は長期の人口減少過程に入り、2020 年代後半には全ての都道府県で人口が減少、平成 58 (2046) 年に 1 億人を割ると予想されています。

「日本の将来推計人口」(H18.12 中位推計)	総人口 (千人)	年少人口 (0～14 歳)	生産年齢人口 (15～64 歳)	老年人口 (65 歳以上)
平成 17 (2005) 年 2005 国勢調査結果	127,768	17,585 (13.8%)	84,422 (66.1%)	25,761 (20.2%)
...		...		
平成 67 (2055) 年	89,930	7,516 (8.4%)	45,951 (51.1%)	36,463 (40.5%)

人口問題研究所の年齢 3 区分別の推計では、年少人口・生産年齢人口の数・割合とも今後減少し続けます。一方で、老年人口は平成 54 (2042) 年まで増加し、以降減少に転じますが、総人口に対する割合は一貫して上昇を続け、平成 67 (2055) 年には 40.5% に達し、国民の 2.5 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者、また、4 人に 1 人が 75 歳以上の高齢者になると予想されています。

いよいよ我が国は、本格的な人口減少社会に突入し、超少子高齢社会に向かっていくといえます。

このことは、労働力人口の減少や消費需要の減少による生産活動の縮小、税収の減少や年金・医療・福祉など社会保障費の増加、あるいは、地域のコミュニティ機能の低下など、経済、暮らし、地域社会といった我が国の活動全般に様々な影響を与えるものと懸念されています。今後、我が国が人口減少下にあっても成長を続けるためには、技術革新などによる労働生産性の向上や、社会保障制度の見直しなどが不可欠であると言われていきます。

特に、地方においては、人口減少は地域の存続にも関わる問題であり、高齢化が同時進行する中でも地域の活力を維持していくためには、若者が生き生きと働き、安心して子育てができ、生涯を通じ健やかに暮らせる社会づくりに向けた取り組みが、より重要となります。

(2) 地方分権社会の進展と国・地方を通じた厳しい財政状況

平成 12 年に「地方分権一括法」が施行され、国と地方の権限面での改革が行わ

れるとともに、いわゆる「三位一体の改革」により、国から地方への約3兆円の税源移譲が実施されました。また、「地方分権改革推進法」が平成18年12月に成立し、国においては地方分権改革推進委員会が発足するなど、第二期地方分権改革に向けた流れが加速しています。地方分権改革推進委員会においては、国と地方の役割分担や国の関与のあり方の見直し等について検討が進められ、平成19年秋に中間的な取りまとめがなされる予定です。

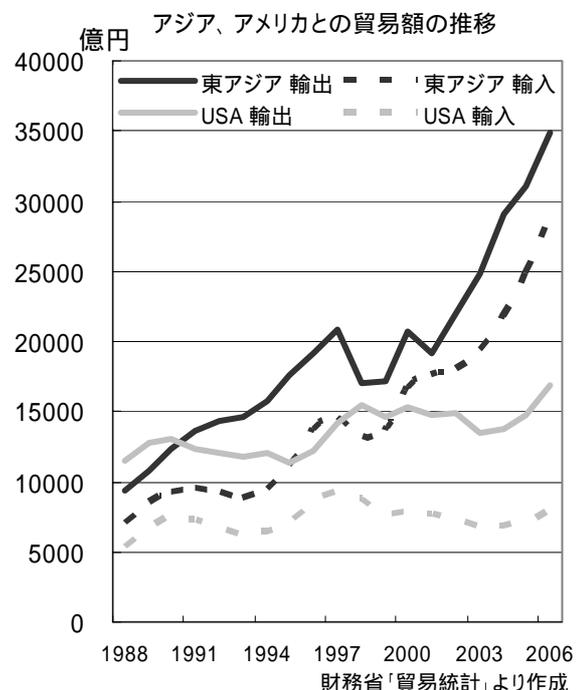
また、全国各地で市町村合併が進みました。平成11年3月31日時点では全国に3,232の市町村がありましたが、平成19年3月31日時点では1,804市町村となり4割以上減少しました。

平成18年2月に出された第28次地方制度調査会の「道州制のあり方に関する答申」においては、「道州制の導入が適当」との方向性が示され、国や全国知事会などにおいても道州制の議論が本格化しています。

一方で、地方財政に関しては、国・地方ともに厳しい財政状況にある中で、近年、地方交付税の大幅な削減や、地方間の税源の偏在などにより、財政力格差が拡大しており、大きな課題となっています。このため、国においても、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討が進められています。

(3) 経済のグローバル化

世界的な規模で、資本・労働力の移動が増大し、国同士や地域間の経済的な結びつきが深まるグローバル化が急速に進展しています。これに伴い、企業は、世界市場を視野に入れた経営展開を余儀なくされています。安価な衣料品や食料品の輸入、海外への生産拠点の流出による国内産業の空洞化等、ITの飛躍的な発展とも相まって、私たちの生活もグローバル化の影響を強く受けています。特に、アメリカに代わって日本の最大の貿易相手先となった東アジア地域は、経済成長が著しく、これらの国々との経済的な結びつきを深めることによって、日本の経済成長力が強化されることが期待されています。



そのため、EPA¹の取り組み強化や観光立国・航空自由化の推進等、経済のオーブ

¹ EPA: Economic Partnership Agreement「経済連携協定」、関税等の貿易上の障壁を取り除くだけでなく、投資や労働等の様々な分野において連携を一層強化しようとする協定

ン化を進める政策がとられる一方、農業分野における担い手への施策の集中化等、グローバル化に対応した構造改革も行われています。

(4) 情報化・科学技術の進展

携帯電話の普及に見られるように IT は私たちの生活になくてはならないものとなっています。

インターネットの利用も浸透してきており、近年は、音楽や動画等の大容量のデジタルコンテンツ²を利用することができる光ファイバー網の普及も進んでいます。さらに、携帯電話をはじめとする携帯情報通信端末は、一層小型化・軽量化されるとともに、無線通信技術の発達等により、カメラ、ゲーム、テレビ電話、音楽再生、決済、テレビ受信など、多機能化が進んでいます。テレビやビデオ等の私たちの生活する上で必要な家電製品もデジタル化が進んでいます。

また、新たな個人の情報発信手段としてブログ³や SNS⁴などの利用がここ数年で急速に拡大してきているほか、インターネットによる通信販売やオークション、オンラインゲーム⁵などが急速に普及してきています。

このように IT の急速な進展は、私たちの経済活動やライフスタイルに大きな影響を与えるようになっていきます。

一方、企業、特にサービス産業においては IT が十分に活用されていないことから、国においては、この分野の生産性水準を高めるため、中小企業を中心に IT 化の基盤の整備を促進するための取り組みが行われています。また、電子政府の実現やテレワーク⁶の推進などに取り組むとともに、IT 社会を支える人材の育成など IT の一層の利活用の推進に向けた取り組みも行われています。

科学技術の分野においては、経済成長の原動力となるナノテクノロジー⁷やバイオテクノロジー⁸などの技術革新が継続的に生み出される環境を整備するため、理工系の人材の確保や産学官の連携などの取り組みが行われています。

(5) 社会保障制度の一体的な見直し

財政の健全化を図りつつ、本格的な人口減少・少子高齢化社会に対応した持続可能な制度とするため、社会保障制度の一体的な見直しが進められています。

介護保険制度は、介護予防を重視した制度へと見直され、障害者施策においては、障害者の自立支援を重視した「障害者自立支援法」が施行されました。また、医療

² デジタルコンテンツ：インターネットを通じて提供される文字、写真、音楽、ビデオなどの情報

³ ブログ：個人やグループの情報を日記形式で提供するウェブサイト

⁴ SNS：Social Networking Service「ソーシャルネットワーキングサービス」、趣味等の情報交換の場をインターネット上で提供するサービス。多くの SNS では会員からの紹介がなければ加入できない仕組みとなっている

⁵ オンラインゲーム：囲碁や将棋をはじめとしたインターネットを通じて行うゲーム

⁶ テレワーク：インターネットを利用した、在宅等で時間や場所にとらわれない働き方

⁷ ナノテクノロジー：カーボンナノチューブ等に代表される原子や分子の大きさで物質を制御する技術

⁸ バイオテクノロジー：遺伝子工学など生物の持つ力を生かす技術

制度においては、医療制度改革によって、高齢者医療における本人負担が見直されるとともに新たな高齢者医療制度の創設が予定されています。このように、私たちの生活の安心のよりどころとなる社会保障制度は、ここ数年で大きく変わろうとしています。

(6) 環境問題や安全・安心への関心の高まり

進行する地球の温暖化は、異常気温や台風、大雨の増加等、私たちの生活に直接影響を及ぼすようになってきています。

また、テレビやパソコン等の電気製品からプラスチック製容器やポリ袋まで、多種多様な廃棄物は年々増加しており、私たちの生活や健康に悪影響を及ぼす危険性も指摘されています。

さらに、経済活動から生じる環境負荷が世界的規模で拡大した結果、多くの野生動物の種が絶滅するおそれが出てくるなど、人類の生存基盤でもある生物の生態系が危機にさらされています。

これら地球温暖化や廃棄物等の問題は、世界人口の増加や近年の途上国の経済発展に伴い、ますます深刻化するおそれがあり、地球規模で対応すべき喫緊の課題となっています。

このため、国においては、環境分野における「持続可能な社会」への転換を目指し、京都議定書に基づく二酸化炭素削減計画の確実な達成に向けた取り組みをはじめとする脱温暖化社会づくりや3 R⁹の一層の推進による循環型社会の構築を図るとともに、環境分野における国際協力を展開しています。

また、近年、大規模地震や集中豪雨による大規模水害など、私たちの生命や財産を脅かす災害が頻発しています。さらに、品質の偽造などに見られる倫理観や安全意識の欠如による事件・事故、インターネットや携帯電話を利用した犯罪、高齢者や子供を狙った犯罪等、私たちの生活を不安に陥れる様々な出来事が連日のように報道されています。このため、地域や企業、団体と連携した治安対策や防災・減災対策等の取り組みが推進されています。

さらに、BSE や鳥インフルエンザ、輸入食品に含まれる人体に有害な化学物質など、食の安全に対する関心も高まっています。

(7) 多様な価値観が共存する成熟社会

我が国は、これまでの経済的発展により生活水準の向上が図られ、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進みました。「物の豊かさ」から「心の豊かさ」をより重視する傾向が顕著になり、豊かな自然・文化とのふれあいや田舎のゆとりある暮らしを求めたり、ボランティア・NPO による社会貢献活動に精神的な充足を求め

⁹ 3 R : Reduce, Reuse, Recycle (リデュース、リユース、リサイクル) ごみの発生抑制、再利用、ごみの再生利用の優先順位で廃棄物の抑制を図る取り組み

る人なども増えています。

また、IT化の進展は、ネットワークを介しての買い物、金融、医療などのサービスの享受や、時間や場所にとらわれない就業を可能にしました。大きく変化した人々の生活様式は、さらに多様化していくものと考えられます。

一方、経済、環境、文化など多様な分野において国際化が進展するとともに、外国籍住民も増え、様々な価値観や異文化とふれあう機会が増えています。

一人ひとりが価値観を尊重し合い、多様な個性を育む中にも、連携や調和を大切にすることができる、真の成熟した社会の実現が求められています。

〔参考文献〕

「日本の将来推計人口」(平成18年12月推計)、「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)、「平成19年版 高齢社会白書」、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」、「日本経済の進路と戦略」、「経済財政改革の基本方針2007」、「21世紀環境立国戦略」、「平成16年度 年次経済財政報告」、「平成19年度 年次経済財政報告」、「平成19年版 情報通信白書」、「平成19年版 環境/循環型社会白書」、「平成18年版 循環型社会白書」、「第50回 国民生活白書」

2. 島根の現状と課題

(1) 人口・経済・地方行政

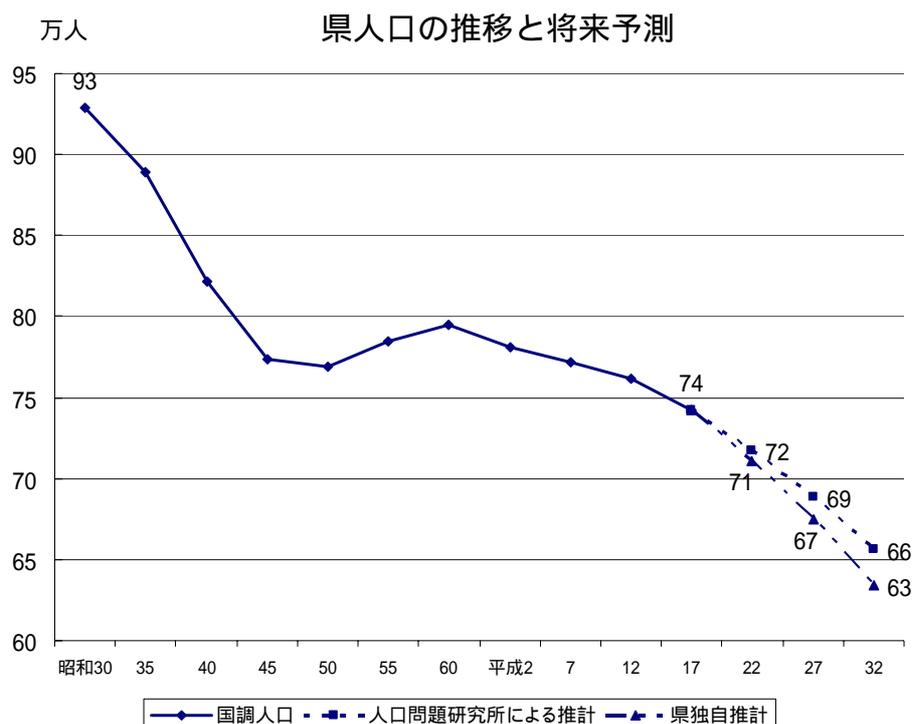
〔人口〕

島根県の人口は、昭和30(1955)年の92万9千人をピークに、その後は、一時的に増加する時期はあったものの減少傾向が続き、平成17(2005)年の国勢調査では74万2千人となっています。

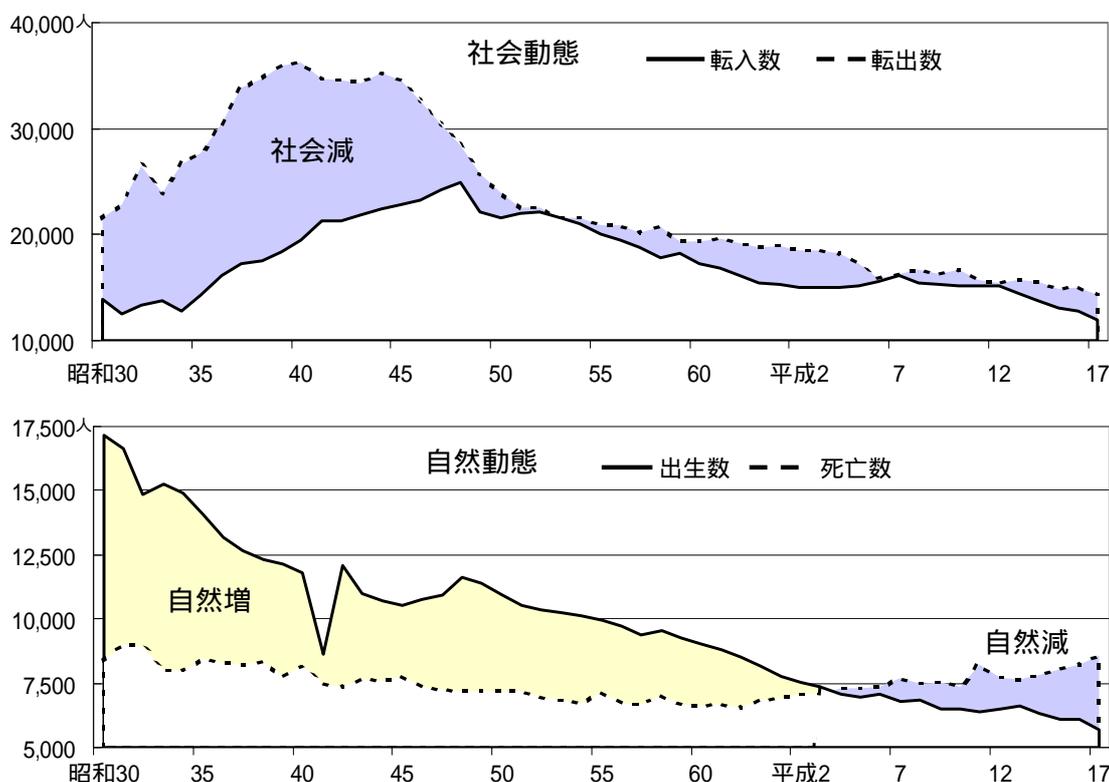
社会動態についてみると、県外への転出者が県内への転入者を上回る社会減が続いています。この社会減は近年拡大傾向にあります。特に、高校生の県内就職率が近年低下傾向にあるなど、若年者の県外流出が増加しています。

自然動態についてみると、平成4(1992)年から死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。

この自然減も近年拡大傾向にあります。



将来の人口については、人口問題研究所が平成 19 年 5 月に公表した人口推計によると、平成 32 (2020) 年には県人口は 65 万 6 千人、65 歳以上人口の割合は 35% になると予測されており、人口減少と少子高齢化がさらに進行すると見込まれます。また、近年の社会減が拡大している傾向を踏まえ、県独自に行った推計では県人口は同年には 63 万 4 千人となり、さらなる人口減少も予測されます。



こうした人口減少と少子高齢化が一段と進行すると、地域の活力が著しく低下していくことが懸念されます。

このため、今後は、人口減少と少子高齢化を少しでも食い止めるため、若年層を中心とした雇用の場を創出していくことが急務となっています。

〔経済〕

島根県の平成 16 年度の県内総生産は約 2 兆 5 千億円で、全国 45 位となっています。全国と比較すると、農林水産業、建設業、政府サービスの構成比が高くなっている一方で、製造業、卸売・小売業の構成比は低くなっています。このうち建設業については、近年の公共事業削減の影響を受けて、その生産額はピーク時（平成 11 年度）の約 4 分の 3 にまで減少しています。

雇用者所得に年金を加えた住民所得¹⁰が、どの部門の経済活動によって生じているのかについて分析してみると、公共事業や公務、年金などの公的部門から生じている

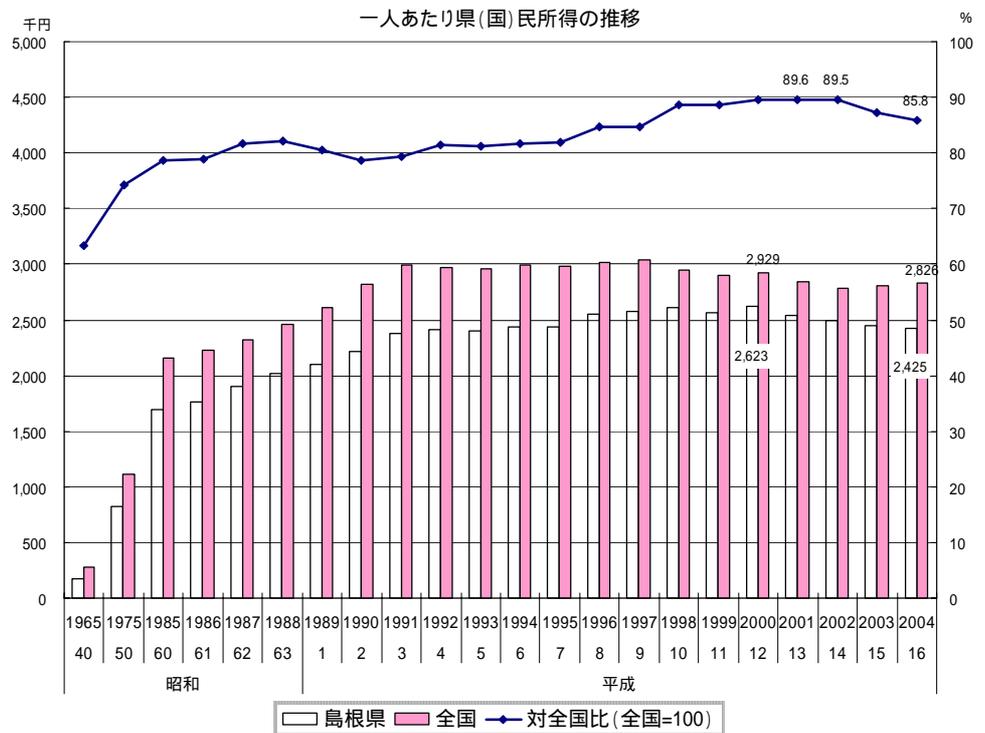
¹⁰ 住民所得：所得に占める公的部門の割合を分析するため、県独自で定義したもの。雇用者所得に年金額を加えたものとして算出しており、県民所得（雇用者所得 + 営業余剰とほぼ同じ概念）とは異なる。

割合が46.9%となっており、全国平均より約10ポイント高くなっています。

これらの数値からも裏付けられるように、島根県の経済は公的部門への依存度が高い構造となっています。

一人あたり県民所得は、平成16年度では約243万円で、全国平均の85.8%の水準にとどまっており、全国35位です。全国平均に対する所得水準の推移をみると、平成13年度までは

全国との格差が縮小傾向にありましたが、平成14年度からは拡大傾向にあります。これは、島根県は公的依存度が高い経済構造であり、民需主体の今回の景気回復の効果が十分に及んでいないことが影響していると考えられます。



今後予測される人口減少に伴って地域での消費支出が減少すること、国・地方を通じた厳しい財政状況下において今後公的支出が減少すること等による県民所得への影響額を試算すると、平成32(2020)年には平成16(2004)年と比較して、1,698~1,871億円、率にして9.7~10.6%の減少が見込まれます。

こうした厳しい経済状況が見込まれる中で、地域経済を活性化していくためには、拡大する国内外の市場に向けて、戦略的に経営展開を図っていくことが不可欠です。このような動きを助長し、積み重ねることによって、民需主体の産業構造へ転換していくことが急務となっています。

〔市町村合併〕

これまで59あった市町村(8市41町10村)が、いわゆる「平成の合併」を経て、平成17年10月には21市町村(8市12町1村)となりました。

地方分権が進展する中で、住民に最も身近な総合行政主体である市町村が、地方分権の主役としての基礎自治体の機能を強化していくことが重要になっています。

こうしたことを踏まえ、住民に身近な行政は基礎自治体である市町村が中心に担うという「市町村優先の原則」を基本的な考え方として、県と市町村の適切な役割分担

のもと、市町村の規模・体制の差も考慮しつつ、市町村への事務・権限の移譲に積極的に取り組むことが必要です。

〔財政〕

島根県の財政は、近年、県債の償還負担が高水準で推移する一方で、県税収入が低迷していることに加え、地方交付税が大幅に削減されたことにより、極めて厳しい財政状況にあります。今後も単年度で200億円台後半という多額の収支不足が見込まれ、現状のままでは3年後に基金が枯渇するという非常事態にあります。

財政の健全化は「待ったなし」であり、速やかに改革に取り組み、財政健全化への道筋をつける必要があります。

（２）産業活動

〔商工業等〕

製造業は、事業所数・従業者数ともに減少傾向が続いているものの、出荷額・付加価値額については、平成15年を境に増加に転じ、近年は、誘致企業の工場増設が相次ぐなど、景気回復の兆しが見られます。

一方、国内製造業全体の動きは、国際的な役割分担が明確化してきている中で、高い技術力に裏打ちされた競争力のある製品を生産することに特化してきています。このような中で県内企業が生き残っていくためには、独自の技術や製品で事業展開できるよう経営力・技術力・販売力の強化を図ることがますます必要となっています。

商業は、雇用の2割、県内総生産の1割を占めていますが、都市部においては大型小売店の郊外進出や中心市街地の空洞化が進み、旧来の商店街の衰退は町の中心部の活力を低下させています。また、中山間地域では、過疎化・高齢化を背景に商店の減少が続く、商業機能の維持が困難な地域も見受けられます。

商店街の再生や中山間地域で安心して暮らせるサービスを整えることが課題です。

情報サービス業は、県内を拠点に全国展開を進めるソフトウェア企業もあるなど、売上高・従業者数とも増加傾向にあります。今後さらに発展する可能性のある分野ですが、産業集積を図る上では、人材育成、関連企業の誘致などを進めていくことが必要です。

建設業は、公共事業削減の影響から非常に厳しい経営環境にあり、今後とも経営の合理化、経営基盤の強化を図るとともに、経営の多角化・新分野への進出などを進めていく必要があります。

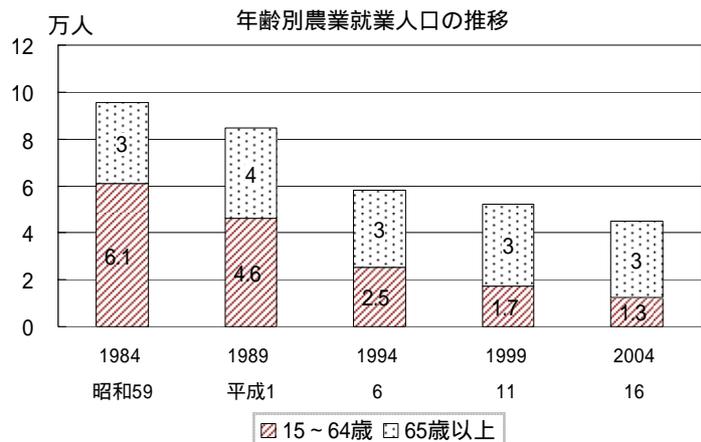
〔農林水産業〕

農林水産業では、就業者の減少や高齢化の進行、輸入農産物等グローバル化の進展などにより、産出額の長期的な低迷、減少傾向が続いています。

農業では、就業者の3分の2が65歳以上と高齢化が進んでいます。また、耕作放

棄地も増加しており、地域農業を支える担い手確保が課題となっています。

一方、産地間競争が激化する
とともに安全安心な農産物などの
需要が増大しています。各地
域の特色ある産品づくり、減農
薬栽培などの環境保全型農業の
推進など、消費者のニーズに的
確に対応した生産体制を強化す
るとともに、第6次産業化¹¹や販
路拡大も進めていく必要があり
ます。



林業では、中国の木材需要の増加や、木材生産国の伐採抑制対策等により外材が入りにくくなっているなかで、国産材への需要が増えつつあります。

一方、県内の利用可能な人工林資源は伐採期を迎えつつあり、県産材を安定的に生産・流通・加工・消費する仕組みづくりが必要となっています。

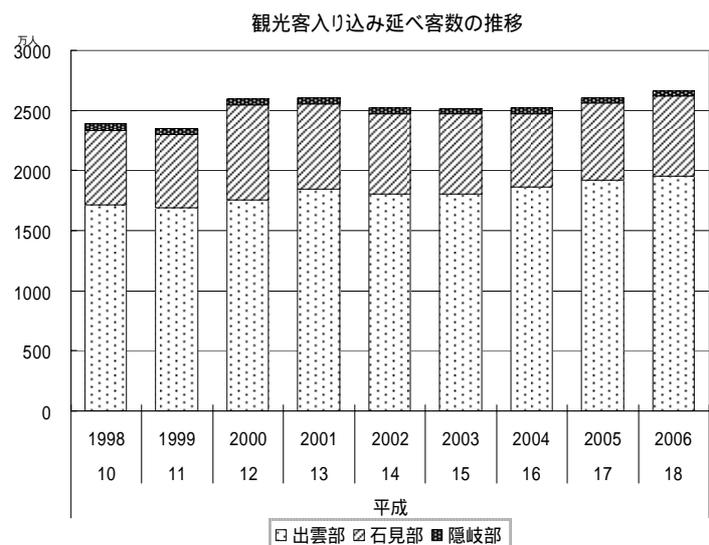
水産業は、近年の資源の減少、価格の低迷、就業者の高齢化等により、経営収支の悪化や人手不足が深刻になっています。持続的な利用が可能となるよう水産資源を適切に管理するとともに、つくり育てる漁業を推進する必要があります。また、新たなブランド魚種の確立とマーケットへの販売力強化を進めていくことが求められています。

〔観光〕

島根県は、文化・歴史・自然・食といった優れた観光資源が豊富にあり、平成18年には約2,600万人の観光客が訪れています。

旅行形態は、団体から家族・小グループ・個人へと移行するとともに、旅行目的も体験・学習・交流など多様化しています。このため、旅行者ニーズに応じた魅力ある観光商品づくりが求められています。

国内の観光地との競争が激しくなる中、従来から集客力のある



¹¹ 6次産業化：1次産業（農林水産業）が2次産業・3次産業と連携・異業種交流して経営の複合化・多角化を進めること。

観光資源や世界遺産¹²に登録された石見銀山を核として、新しい周遊ルートの提案や県境を越えた広域的な連携を図ることにより、観光客の増加を図っていくことが重要です。

〔雇用〕

雇用を取り巻く状況は、全国・島根県ともに平成 14 年度を境に改善の動きが見られるものの、島根県の有効求人倍率は全国平均より低い水準にとどまっており、さらに県内においても地域間の格差が広がっている状況です。

特に、若年者においては、高い失業率、早期離職、フリーターや無業者など対応すべき課題があります。また、都会地の景気回復や団塊の世代の大量退職を背景とした県外求人の増加により新規学卒者の県内就職率が低下しています。

誘致企業等の採用枠拡大など雇用改善の兆しも見られることから、産業界と教育機関・行政が連携して、新規学卒者の県内定着促進、企業の求める産業人材の育成・確保の取り組み強化を図っていくことが必要です。

〔基盤〕

地域経済の活性化のためには、産業活動を支え、人・物・情報などの相互交流を支える高速交通及び情報ネットワークの基盤の整備が必要です。

特に、高速道路の整備は、山陽側や全国平均と比べて大幅に遅れており、供用されている区間も途切れ途切れとなっておりネットワーク化されていません。現在、東西を結ぶ幹線道路としては、国道 9 号のみという脆弱な状況にあるため、経済活動や救急搬送などに大きな支障をきたしています。産業振興が必要な島根にとって、県外・県内各地域との移動時間を短縮する高速道路ネットワークの整備は極めて重要であり、山陰道、中国横断自動車道尾道松江線の早期の完成が求められています。

県内の 3 空港は、概ね整備が完了しています。今後は、大都市圏と結ぶ路線の維持・充実を図ることにより、産業活動や観光の振興につなげていくことが重要です。

また、これからの情報通信基盤の主流と考えられている FTTH サービス¹³については、県内の利用可能世帯率は全国に比べて低い状況にあり、産業活動やライフスタイルに大きく影響する IT 環境は日々進歩していく中で、今後も地域の実情に応じて情報通信基盤をレベルアップしていくことが必要です。

¹² 世界遺産：「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づいて、世界遺産リストに登録された遺産や景観そして自然など、人類が共有すべき普遍的な価値を持つものを指す。石見銀山は平成 19 年 7 月「石見銀山遺跡とその文化的景観」として世界遺産登録された。

¹³ Fiber To The Home：光ファイバーケーブルを利用者の自宅・事業所まで直接引き込んだ超高速インターネット環境で大容量の情報伝達が双方向で可能となるサービス。

(3) 安全・安心な生活

〔健康・介護・福祉〕

子どもの食生活・生活習慣の乱れや、壮年期における運動不足、過労、ストレス等が問題になっており、国の医療制度改革にも呼応して、糖尿病等の特定健康診査・保健指導の円滑な推進やメタボリック症候群の減少を中心とした生活習慣病対策への取り組みが必要になっています。

また、高齢化の進展に伴う後期高齢者の増加により要介護者は3万8千人を、介護給付費も500億円をこえ、さらに増加傾向にあります。このため、介護保険においては、予防重視型システムの充実や持続可能な保険制度運営に向けた取り組みが重要になっています。

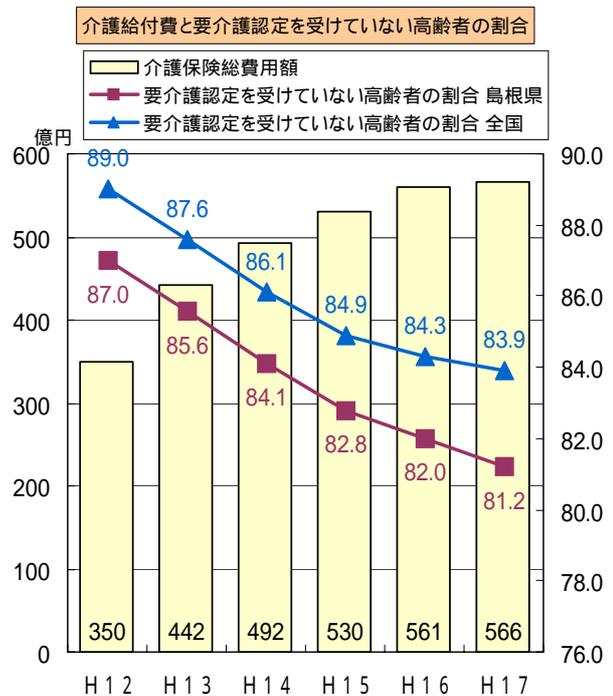
また、高齢者ができる限り継続して、住み慣れた地域で安心して生活できるための支援体制の構築が求められています。今後、人口減少・少子高齢社会が進行する中においては、高齢者が地域の担い手となって福祉サービスをはじめとする地域の助け合いを行うなど、住民サービスの提供体制を見直していく必要があります。この10年のうちには、定年退職を迎えた団塊の世代が高齢者となっていくことから、これまで以上に高齢者が地域社会と積極的に関わっていくことが必要であり、意識の改革や更なる高齢者の社会参加促進、協働による新たなサービス提供の仕組みづくりなどを進めていくことが求められています。

障害者福祉においては、「障害者自立支援法」の施行に伴い、障害者の地域での自立した生活を支援するためのサービス基盤の整備を一層促進し、障害者の生活や就労における自立に向けた取り組みを行う必要があります。

〔医療〕

医療従事者の不足や医療制度改革への対応など、地域医療は様々な課題を抱えています。

医師については、地域偏在、診療科偏在が解消されない中、離島や中山間地域を中心として医師不足がますます深刻化するとともに、市部の病院でも一部の診療科では医師確保が困難な状況にあります。また、看護職員についても地域偏在が顕著となっている上に、看護職員を多く配置している医療機関が有利となる診療報酬の改定など



の影響を受け、その確保が難しくなっています。

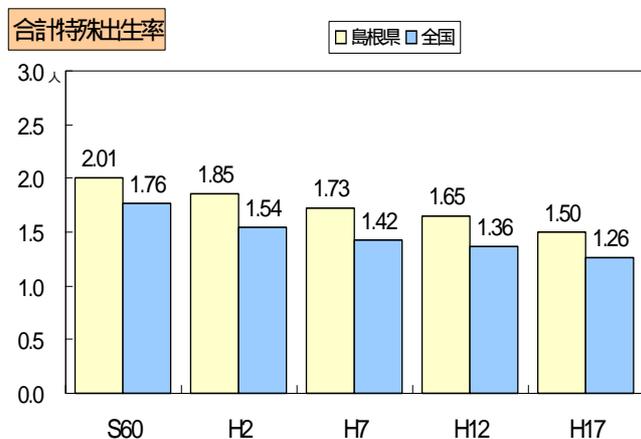
県民誰もが安心して生活していくためにはこのような地域の医療提供体制をめぐる課題を克服することが必要であり、医療従事者の確保はもとより、限られた医療資源を有効に活用し、医療機関の間で診療機能を分担・連携していくことが重要です。

一方、県内の基幹的病院である県立病院については、経営の自立を図りながら、県立病院としての役割や県民ニーズを踏まえた医療機能の充実・確保に努める必要があります。

また、平成 18 年には、「島根県がん対策推進条例」が制定され、がんの予防と早期発見、緩和ケアの推進に取り組むこととしています。

〔子育て〕

平成 18 年の合計特殊出生率は、1.53 となり全国 3 位でしたが、出生数は 6,011 人と 20 年前の 3 分の 2 となり、近年は全国を上回るスピードで少子化が進展しています。その要因としては、親となる年齢層の人口が減少していることに加えて、未婚・晩婚化の進展や子育てに対する負担感・不安感が増していることなどがあげられています。



厚生労働省「人口動態統計」より作成

これまで、保育所の新設等により、

保育ニーズの増加には着実に対応してきていますが、従業員の子育てに配慮した職場環境づくりに取り組む企業はごく一部しかなく、仕事と家庭の両立支援の取り組みは十分ではありません。

引き続き子どもを生み育てやすい環境づくりや子育てを地域で応援する気運づくりに対する取り組みのほか、少子化の大きな要因である親となる年齢層の人口減少や未婚・晩婚化への対応が必要となっています。

また、周産期医療体制については、産科・小児科医師の急激な減少及び偏在が問題となっており、多くの県民が不安感を持っています。

〔暮らし〕

人口減少と高齢化が進む中で、都市部においては、中心市街地の空洞化等による住民生活への影響が生じており、中山間地域においては、集落機能の維持が困難な地区が増加しています。さらにほとんどの公共交通機関において利用者の減少に歯止めがかからず、民間・市町村事業者の経営は逼迫し、路線を廃止せざるを得ない事例もあり、高齢者など交通弱者の生活に影響が出ています。

一方、汚水処理人口普及率や国県道改良率は以前に比べて高くなってきていますが、全国平均とは依然として乖離しており、特に石見地域の汚水処理人口普及率は極端に低いものとなっています。

住み慣れた地域で生活していく上で不可欠となる基本的な社会機能を維持確保するため、地域の内外から多様な知恵と力を結集していく必要があります。

〔災害・治安〕

神戸川の氾濫や松江市内の浸水などの被害が発生した平成 18 年 7 月豪雨や、平成 19 年 8 月に隠岐地域を襲った集中豪雨など、近年も大きな災害が発生しています。ダムや護岸の整備が完了した箇所では、大きな効果が発揮されましたが、一方では、道路通行規制等の情報が混乱するなど、災害時の情報伝達体制の不備も判明しました。

治安情勢は依然として厳しい状況にあります。刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、子供や高齢者が被害者となる事件や事故が多発し、犯罪の内容も悪質・巧妙化してきています。また、高齢者を狙った悪質商法や多重債務・ヤミ金融などの消費者問題は依然として後を絶たない状況にあります。

交通事故件数は、減少傾向にありますが、10 万人あたりの死者数は依然として高く、高齢者の割合も高いものとなっています。

災害、事件、事故等から県民の生命と財産を守る取り組みはますます重要になっています。

(4) 人づくり・環境・文化

〔教育〕

少子化、核家族化、人間関係の希薄化など、社会の大きな変化の中であって、いじめ、不登校、学力・体力の低下、生活習慣の乱れなど、子どもの教育をめぐる現代社会の深刻な問題は、様々な要因が複合的・重層的に絡み合っていて生じています。このような状況は、島根も例外ではありません。

家庭においては、基本的な生活習慣や規範意識を身につけさせる力が低下していると指摘されています。また、地域社会では、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の営みの中に豊かな感性やコミュニケーション力などを育てる教育力を宿していましたが、今やその力を失いつつあります。

学校では、子どもたちの学力向上と、心身ともに健全な成長を一層推進していく必要があります。また、増加傾向にある特別な支援を必要とする児童生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が求められています。

ふるさとに愛着と誇りを持ち、確かな学力を身につけ、自らの可能性を开花させ、社会の一員として自立して生きていくことができる力を育むためには、学校・家庭・地域社会が、それぞれの役割を十分に自覚した上で、互いの信頼関係を築きながら、教育力の再生に取り組む必要があります。

〔人権〕

学校や社会における人権教育・啓発の取り組みなど、関係機関と連携を図りながら人権施策を推進してきましたが、未だ、女性、障害者、同和問題など様々な人権に関わる不当な差別や偏見が見受けられます。また、インターネットを悪用した人権侵害など社会情勢の変化に伴う新たな問題も生じており、人権が尊重される社会になっているとはいえない状況です。県政世論調査による「人権が尊重され差別のない社会になっている」と思う人の割合も増えていない状況です。

このように、未だ差別や偏見が解消されるに至っていないことは大きな問題であり、県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、解決に向けて取り組むことが必要です。

〔男女共同参画〕

人口減少や少子高齢化の進展等の社会変化により、固定的な性別役割分担意識を見直し、男女がともに、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現がますます重要になりつつあります。

県内においても、民間事業所で役職に女性を登用している事業所の割合が次第に高まるなど、政策、方針の立案・決定に男女が共同して参画する機会は増えつつありますが、県政世論調査では性別役割分担意識に大きな改善は見られません。また、ドメスティック・バイオレンス¹⁴被害に関する相談件数や一時保護件数は、ここ数年著しく増加している状況にあります。

県民誰もがいきいきと輝いて暮らすためには、男女の人権が平等に尊重され、性別に関わりなく個性と能力を発揮でき、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択できる男女共同参画社会に向けた取り組みが必要です。

〔国際化〕

県内の外国人登録者は、平成 18 年には 6 千人を超え、10 年前のおよそ 2 倍となっています。また、海外からの観光客数は平成 18 年には 2 万 9 千人となり、ここ数年伸び続けており、県内企業の輸出入額も増加傾向にあります。自治体や民間など様々なレベルでの住民参加による文化、スポーツ等の友好交流も盛んになるなど、県内においても、様々な分野において国際化が進展しています。多様な文化や価値観を互いに認め合い、重層的なネットワークを構築するためにも、外国に対する理解を深めることや、コミュニケーション能力を高めることが一層重要になっています。様々な主体が、経済、環境、文化、学術など多様な分野において、国際的な視野に立った取り組みを進めていくことが求められています。

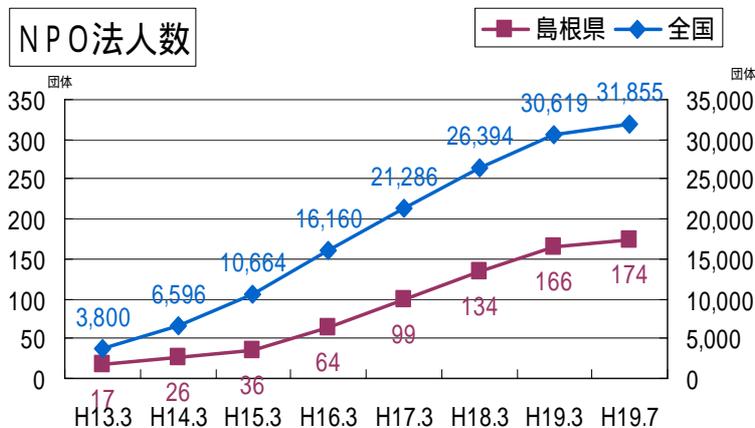
¹⁴ ドメスティック・バイオレンス：配偶者等からの身体的・精神的・性的暴力

〔社会活動〕

県内のNPO法人数は、年々増加し、平成19年に170団体を越えています。

環境保全活動、子ども見守り隊といった地域の課題解決の取り組みや、ライフスタイルの多様化など、今後も県民のボランティア・NPO活動に対する理解・参加意欲が増進するものと見込まれます。

NPO法人をはじめとする多くの県民による社会貢献活動が、福祉・環境・まちづくりなど幅広い分野において活発に展開されるための環境づくりが求められています。



〔自然環境〕

島根県は、約8割が森林に覆われており、宍道湖・中海・神西湖の3つの汽水湖、国賀海岸や三瓶山といった風景地が存在するなど、水と緑に包まれた豊かで多様な自然があります。平成17年に宍道湖と中海がラムサール条約に登録されたことを契機に、自然環境の保全だけでなく、自然から恩恵を受けつつ豊かな生態系を子孫に伝えていく「賢明な利用」に対する意識が高まりつつあります。また、県民や企業などによる森林保全活動も活発化しており、県は「水と緑の森づくり税」を財源として、県民や企業などと協働した緑豊かな森を次世代に引き継ぐための取り組みを進めています。

我々は自然から多くの恵みを享受しています。この自然は、県民だけでなく国民のかけがえのない財産であり、よりよい姿で将来の世代へ引き継いでいかなければなりません。

一方、私たちの豊かで便利になった日常生活を維持していくための大量生産、大量消費がもたらす環境への負荷は、身近な水質・大気などの環境に影響が及ぶだけでなく、大気汚染や地球温暖化など国境を越え、地球規模で広がっています。豊かな自然環境を守り、将来の世代へ引き継いでいくためには、県民誰もが地球市民としての認識を持ち、ゴミ排出量を抑え、省エネルギーに努め、廃棄物を資源として再利用するなど、環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向けた県民一人ひとりの取り組みが必要です。

〔文化・歴史〕

島根県には、古代からの歴史的文化遺産や伝統文化などが各地に数多く残されています。

平成 19 年には、島根の歴史と文化をわかりやすく展示・紹介する「古代出雲歴史博物館」の開館、石見銀山が世界遺産に登録されるなど、全国的に島根の歴史と文化に対する関心が高まりつつあり、住む地域に対する愛着や誇りを持つ人々の増加や地域活動の活性化が期待されています。

一方、歴史的文化遺産、伝統文化の中には保存・伝承が十分でなく破壊、消滅の危機に瀕しているものも多数あります。

また、人々の価値観がゆとり・うるおいといった質の高さを求める方向にある中で、人々の芸術文化に対する関心や活動意欲は、これからも高まっていくことが予想されます。

島根の歴史・文化の調査研究を進め、県民誰もが、全国に誇れる島根固有の歴史と文化に理解を深め、次の世代へ継承するとともに、文化資源や美術館など文化施設との連携を図り、魅力ある地域づくりのために活かしてしていくことが必要です。

第3章 将来像と基本目標

時代の潮流を見極めながら、これからの島根を切り拓いていくには、広く県民の皆様と目標を共有していく必要があります。

島根が目指すべき将来像を次のとおりとします。

島根が目指すべき将来像

**『豊かな自然、文化、歴史の中で、
県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根』**

(1) 島根の強みを活かす新しい発展を目指して

島根が目指す発展は、県民の福祉と地域の魅力の向上を図り、新しい時代を切り拓くことのできる地域社会を実現するものです。そのためには、まず、産業を振興し、生き生きと働くことのできる雇用の場を確保する必要があります。このような経済的発展の力は、社会的・文化的側面など、島根の様々な分野において新しい時代を築いていく上でも大きな原動力となります。

また、島根が目指す方向性は、経済性や効率性の追求に留まらず、様々な価値観が共存・調和する重層的・総合的な進歩を伴うものです。地域ごとに異なる特性を活かす視点や、地域間で互いの足らざる部分を補完しあう観点から島根の強みを見つめ直し、活かしていくことが重要です。

私たちは、今こそ、美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の文化、歴史、さらには、こうした環境の中で培われてきた誠実で粘り強い県民性や温もりのある人間関係、ゆとりのある生活環境など、島根が有する様々な特長に、新たな意義と可能性を見だし、多面的に活用することによって、新しい発展を図っていく必要があります。

(2) 県民総力の結集

県民一人ひとりの「住む地域をよりよくしたい」と願う思いを結集して、島根の将来像の実現を目指します。勤労や生産、様々な社会活動などを通じて、経済の発展や地域社会の安定、人づくりや地域文化の創造に参加し、自分の住む地域に貢献できる環境を整えるとともに、自主的な活動の成果をともに分かち合える社会が実現できるよう、果敢に行動を起こすことが求められています。

近年、県内では、行政だけでは解決できない課題への対応や、身近で深い信頼関係に基づく、きめ細やかなサービスの提供など、幅広い分野において、自主的・

自発的に活動を展開する様々な団体等の活躍の場が広がりつつあります。様々な主体が、互いの長所や強みを活かし、相乗効果を高めることで、単独ではなしえない力を発揮することができます。相互の関係を深めながら、『様々な主体の協働による総力の結集』を図ることにより、島根の将来像の実現を目指します。

このような基本認識の下、目指すべき将来像の実現に向けて、総力を結集して取り組む上での「基本目標」を以下の3点とします。

基本目標 『活力あるしまね』

～ 活発な産業活動が展開され、若者が生き生きと働き、
国内外から多くの人を訪れる、活力ある社会を目指します ～

島根が今後、健全でバランスのとれた総合的な発展を遂げるためには、まず、力強い産業活動が支える地域経済の活性化を実現することが不可欠です。

近年、県内の各地域においては、優れた技術の蓄積に加え、様々な産業分野において、新しい動きが生まれつつあります。また、小さくてもキラリと光る価値が再評価される時代の到来を見据えると、大量で安価な生産を追求するのではなく、多様化するニーズに的確に対応した少量多品種生産が可能となる体制を築くなど、従来とは異なる戦略も導くことができます。

こうした産業活動の息吹きや市場の変化を大切に活かしながら、島根らしい経済的発展を追求します。『特色ある地域資源の活用による島根独自の強みの増進』を図ることは、経済的な発展のみならず、島根の存在感を高めることにもつながります。

力強い産業活動を背景に、創造性あふれる活動が県内各地において活発に展開され、ふるさと島根に帰りたいと願う若者、島根で暮らしてみたいと願う若者が、一人でも多く定着し、地域で活躍できるよう、『若者を惹きつけ、若者が牽引する地域づくり』を目指します。

基本目標 『安心して暮らせるしまね』

～ 県民誰もが、生涯にわたり安心して
生活を送ることができる社会を目指します ～

どこに住んでいても、いつでも、またいくつになっても安心して生活できる地域社会を形成することは、島根が発展していく上での大前提となります。災害や事件、事故から生命や財産を守り、また安心して医療を受けることのできる体制を確保するとともに、様々なハンディキャップを持つ人々にとっても健康で安心できる地域社会を

構築していく必要があります。

また、私たちが迎える未来は成熟した社会であるとともに、我が国が経験したことのない超高齢社会でもあります。島根は、全国に先駆けて高齢化が進んでいるからこそ、『生涯を通じ、健やかに暮らせる高齢社会づくり』を、全国に先駆けて実現すべき役割を担っています。年代を超えて共鳴しあい、互いに高めあえる高齢社会の実現を先導します。とりわけ、団塊の世代と言われる年齢層は、人口の1割近くを占め10年後には高齢者の仲間入りをします。この世代は、多様な経験や価値観を持つ世代であり、幅広い分野での貢献が期待されます。

さらには、人と人とのつながりを大切にする温かさのある島根において、社会全体で子育てを支援する環境づくりを先導的に進めていくことも、大きな意義を持つものです。

基本目標 『心豊かなしまね』

～ 地域を愛し、次代を担う心豊かな人材を育成するとともに、
県民が心豊かで生きがいのある人生を実感できる社会を目指します ～

現代社会は、単に物質的な豊かさを追い求める時代から脱却し、心の豊かさや環境への配慮など、これまで島根が大切に守り育ててきた価値観を再評価しようとする時代への過渡期でもあります。島根の恵まれた自然環境や、連綿と受け継がれてきた歴史文化の保全・活用に向けた各地域の真摯な取り組みや、地域に密着した大学等の高度な知的基盤は、これからの島根の発展にとって大きな力となるものです。島根の優位性と可能性を十二分に活かすとともに、ふるさとへの誇りや、思いやりを育む人づくりにより、「島根に生まれてよかった」「島根に住んでよかった」と、心の豊かさを実感できる地域づくりを目指します。

また、島根の将来を担う子供たちの知・徳・体の調和の取れた成長を推進していくためには、学校・家庭・地域社会が連携して教育力の再生に取り組む必要があります。

真の心の豊かさを実感できるためには、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自由に意思表示し、能力や資質を發揮できる環境の中で、それぞれが対等な立場で社会参加できる開かれた地域社会を創造することが求められます。

第4章 取り組みの方向

1. 政策推進の方向

島根県ではこれまで、平成16年度に策定した「島根県総合計画」を県政推進の基本指針として、各種の施策を展開してきました。今後は、これまでの取り組みを検証・評価した上で、これまでに築いてきた数々の社会基盤や様々な発展の芽吹きを最大限に活かしながら、相乗効果を導き出すような政策を新しく展開していく必要があります。

また、島根の環境と調和した新しい発展の形態を模索し、実践することは、我が国全体のこれからの成熟社会のあり方を示すモデルを提示することにもつながります。

今後、3つの基本目標の実現に向けて、克服していくことが不可欠な重要課題や、時代を見通した先駆的な取り組みを戦略的に進めるべき分野などについて、次のような方向で政策を推進していきます。

(1) 『活力あるしまね』の実現に向けて

- 産業の振興を図り、若者が生き生きと働ける雇用の場を増やすことが最重要課題です。このため、地域特性に応じたものづくり企業の競争力強化、新技術・新素材・新製品の開発や事業化を支援するとともに、成長分野として注目されているIT産業の人材育成・確保、起業などに取り組みます。さらに、高度な技術力や製品開発力を持つ県外企業の誘致を進め、本県産業の高度化を図りながら、ものづくり・IT産業の振興に取り組みます。
- 農林水産業は、産出額の低迷や就業者数の減少が続いており、生産者が将来に夢を持てる産業として自立できるよう取り組む必要があります。このため、消費者ニーズを的確に捉えた、売れる農林水産品・加工品づくりを推進するとともに、県産品の販路を拡大します。また、地域の実情に即した担い手の育成に取り組みます。
- 観光は、雇用を増やし経済を活性化する大きな要素であり、島根の豊かな自然や歴史といった地域資源を活かし、他の観光地との差別化を図ることが重要です。このため、観光のニーズを的確に捉え、地域固有の資源を活かした観光商品づくりの支援、広域的な連携強化、大都市圏へのPR強化に取り組みます。
- 中小企業に対し、経済環境の変動に対応した適切な支援を行う必要があります。このため、商工業者の経営改善や事業の安定化に向けたきめ細かな指導や、時代に適合した制度融資を準備するなど、経済変動に対応した適切な支

援を行います。

- 雇用の場を拡大し、就業機会を確保することは若年者の県外流出を防ぎ、定住を促進する上で極めて重要なことです。このため、企業の求める人材の育成や雇用のマッチング支援などにより県内就職を促進するほか、市町村や関係団体、地域住民と協働してUIターンを促進します。
- 産業活動を支え、人・物・情報などの相互交流を支える高速交通ネットワークの整備は、脆弱な交通基盤しかない島根にとって極めて重要です。このため、山陰道及び中国横断道尾道松江線の早期整備を図るとともに、航空路線の維持・充実に努めます。

(2) 『安心して暮らせるしまね』の実現に向けて

- 多様化・大規模化する災害・事故に対応するため、危機管理の充実等、的確に対処できる体制を強化する必要があります。このため、風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実します。また、協働による地域防犯活動や交通安全対策などに取り組むとともに、不測の緊急事態に対応できる危機管理体制を強化します。
- 県民誰もが生涯にわたって健康づくりに取り組み、意欲に応じて地域に関わりを持ち続けることができる仕組み・環境づくりを進める必要があります。このため、生活習慣病予防や介護予防の取り組みを推進し、健康寿命の延伸を図るとともに、島根県が全国のモデルとなるような人口減少・少子高齢化時代における地域社会の仕組みづくりに取り組めます。また、障害者の自立に向けた生活支援や就労支援に取り組めます。
- 今回実施した県民アンケートにおいても、医療に関するニーズや重要性の認識は極めて高い結果となっています。このため、医師をはじめとする医療従事者の確保に取り組むとともに、医療機関の連携強化を一層推進し、総合的に地域の医療提供体制の確保に取り組めます。また、がん医療水準の向上やがん予防の推進、患者・家族への支援等、がん対策を推進します。
- 少子化の進行は、県民生活や経済、社会に深刻な影響をもたらします。このため、子どもが健やかに生まれ育つよう様々な不安や負担の軽減、仕事と家庭の両立支援などを実施するとともに、地域社会全体が子育てを支えていく環境づくりを進めます。

- 住み慣れた地域で生活を送るため必要となる基盤の維持・確保が必要です。このため、地域生活交通の確保やコミュニティの再生を進めるなど、基本的な社会機能の確保に向けた取り組みを進めます。

(3) 『心豊かなしまね』の実現に向けて

- ふるさとに愛着と誇りを持ち、知・徳・体の調和が取れ、知性と感性豊かな思いやりのある子どもたちを育てていくことが重要です。このため、学校・家庭・地域社会が連携し一体となった教育を推進します。また、大学等の高等教育については、地域と密着した研究・教育活動が充実されるよう連携を深めます。
- 高齢者の割合が高い島根にとって、いくつになっても生きがいを持って健康で心豊かに暮らせることは重要なテーマです。このため、人づくり、地域づくりの視点も持ちながら、生涯学習やスポーツ・芸術文化活動などに親しめる環境づくりを進めます。
- 性別に関わりなく個性と能力を発揮でき、共に支えあう地域社会、また、一人ひとりの人権が尊重され、県民誰もが生き活きと暮らし、活躍できる地域社会を構築する必要があります。このため、男女共同参画や人権尊重に関する意識を高めるための教育や啓発活動を推進するとともに、被害者への相談事業や被害者保護を行います。
- 島根の豊かな自然環境と歴史文化を良好に保存し、よりよい姿で将来の世代へ引き継いでいく必要があります。このため、廃棄物の抑制などの循環型社会を構築する取り組みや、自然環境保護・自然とのふれあいの機会の増進のための森づくり等、県民や企業と一体となった取り組みを進めます。また、歴史文化の調査研究及び保存の取り組みを進めるとともに、地域資源としての活用を図ります。

2. 計画を推進するための県の基本姿勢

島根県の財政は、今後も200億円台後半の収支不足が見込まれる危機的な状況です。仮に改革を行わず、現在の財政運営を続ければ、3年後の平成22年度には決算で赤字額が生じてしまいます。このため、速やかに改革に取り組み、財政健全化への道筋をつける必要があります。そこで、県では平成20年度から平成23年度までの4年間を集中改革期間とし、抜本的な改革を集中して実行することとしています。

この「島根総合発展計画」は、こうした財政の健全化に向けた改革のただ中であって島根全体の活力が失われることがないように、総力を結集して取り組む指針としての使命を有しています。厳しい選択と決断を伴うこの期間を乗り切って進むためにも、まずは県行政が自己改革を成し遂げ、広く県民の皆様の御理解をいただきながら、「県民中心の県民に信頼される県政」を実現します。

(1) 県民の総力を結集

県民の声を県政に反映するとともに、県民・企業・NPOなどとの幅広い協働による県政を推進します。

(2) 財政健全化に向け徹底した改革の推進

中長期的に持続可能な財政運営の実現に向けて、財政健全化基本方針に基づく改革を推進します。

(3) 市町村とのパートナーシップの構築

分権時代にふさわしい県と市町村の役割分担のもとに、連携・協力を推進します。

(4) 迅速に活動できる組織の構築

時代の変化に対応できる活動的な組織、民間の知恵や経験が取り入れられる柔軟な組織を構築します。

(5) 政策推進システムの充実

事業の実施結果を計画に基づいて評価し、以後の県政運営の改善に結びつける手法による行政評価を行うとともに、計画の進捗状況を公表します。

第5章 地域づくりの方向

記述イメージ

1. 圏域別の発展方向

(1) 島根の総合的な発展のためには、特色ある資源や独自の産業など地域ごとの特性を活かした地域づくりを進めていくことが必要です。このことは、県内の各地域地域の個性や特徴に一層の磨きをかけることを通して、地域の存在価値や魅力を顕在化させることにより、島根全体の発展の大きな原動力となります。こうした地域づくりにあたっては、県、市町村、県民、企業、NPOなどの多様な主体が、地域の現状を認識した上で、地域の進むべき方向性についての目標を共有し、一緒になって取り組むことが重要です。

こうした観点から県内を圏域ごとに分割して、それぞれの地域づくりの方向を示すこととします。地域区分にあたっては、通勤圏等による経済的なまとまりや、これまで取り組んできた広域行政などを勘案し、7つの広域市町村圏の単位で、県が独自に行った地域経済構造分析等を活用しながら考察を進めます。

なお、グローバル化している社会経済状況のもとでは、7圏域単位を基本としつつも、圏域相互間の連携、県境を越えた連携など広域連携の視点を持ちながら、弾力的に対応していく必要があります。

～ 以下、7圏域ごとに「特性と将来推計」及び
「活性化の方向性」等を記載 ～



次ページに記載例

2. 中山間地域における方向性

中山間地域活性化計画、ポスト過疎法に向けた検討と調整しながら、記述します。

(記載例)

市町村等と別途調整し、
計画案を作成します。

圏域 (市・町)

(ア) 圏域の特性と市町村総合振興計画の概要

圏域の主な地域資源、強み等についても記述します。

(イ) 圏域の将来推計

現状のまま有効な対策をとらないで推移した場合の、人口と所得の推計について記述します。

(ウ) 活性化の方向性

(例)

- ・ 地域の独自の技術を活かした産業振興
- ・ 地域ブランドの確立
- ・ 地域資源を活かした観光振興、他圏域との連携
- ・ 企業誘致
- ・ 観光産業と農林水産業、食品加工業等との連携
- ・ 魅力ある商店づくり

地域経済構造分析も参考にしながら、第5章の「1. 政策推進の方向」や市町村との調整を踏まえて記述します。

【参考データ】 …………… 7 圏域ごとの推計データを一括して記載

(1) 人口推計

7 圏域ごとの平成 32 (2020) 年の人口について、次の 2 通りの方法で推計を行います。人口移動率に関する前提条件のみを変えて推計を行い、出生率等の他の条件は同じです。

人口推計

- ・平成 19 年 5 月に人口問題研究所から公表された人口推計を用いるものです。
- ・人口移動率に関する前提条件は次のとおりです。

H12 H17 の 5 年間の平均的な社会減 (1,623 人) が、H17 H22 は 85%、H22 H27 及び H27 H32 は 70% に縮小 (社会減が鈍化) すると仮定

人口推計

- ・近年の社会減の増加傾向を反映させるため、直近 1 年の人口移動率をもとに、より厳しめに県独自で推計するものです。
- ・人口移動率に関する前提条件は次のとおりです。

H17 H18 の社会減 (2,876 人) が、以後も同じペースで続くものと仮定

(2) 所得推計

上記 (1) の結果、各圏域ともに人口が減少することが予測されますが、この人口減少は地域内消費の減少を通じて地域の所得を押し下げる方向に働きます。また、国・地方を通じた厳しい財政状況の下で、公共事業や公務員人件費などの公的支出の減少が避けられない状況にあります。これも地域の所得を押し下げる方向に作用します。

こうした人口減少や公的支出の減少が県民所得へ及ぼす影響額を 7 圏域単位で試算します。併せて、一定程度の経済成長があった場合の平成 32 (2020) 年の県民所得についても推計を行います。